

20020057

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究

平成14年度 総括研究報告書

主任研究者 後藤 玲子

平成15(2003)年3月

目次

I. 総括研究報告書

主任研究報告書

公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究

後藤玲子 1

分担研究報告書

貧困に関する国民意識調査

阿部彩・勝又幸子・橋木俊詔・埋橋孝文・八田達夫・菊池 馨実 5

II. 研究報告

1. 整序的な目標＝権利システムの構想

後藤 玲子 9

2. ニーズ基底的相互提供システムの構想

後藤 玲子 25

3. 貧困意識調査結果報告

阿部 彩 45

4. 「自由」基本的社会保障法理論と公的扶助のあり方

菊池 馨実 75

5. 「近隣ホームレス数を考慮したヘッドニック住宅地価関数の推定」

鈴木 亘 87

6. 「子供の貧困・不平等の現状と社会保障・税制が与える影響」

阿部 彩 101

III 研究成果の刊行に関する一覧表

125

IV 研究成果の刊行物・別刷

(資料1) 八田達夫「住宅政策」『不動産学辞典』住宅新報社、2002年.	127
(資料2) 阿部 彩「EITC(Earned Income Tax Credit)の就労と貧困削減に対する効果： 文献サーベイから」(海外社会保障研究)第140巻抜刷	133
(資料3) 阿部 彩「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」 (海外社会保障研究第141巻抜刷)	140

V 資料

1. 平成14年度 活動報告	155
2. 岩手のヒアリング調査	157
3. 神奈川県庁のヒアリング調査	187
4. 研究会配布資料および議事録	213

研究者一覧

主任研究者：

後藤 玲子 (国立社会保障・人口問題研究所
総合企画部第2室長)

分担研究者：

橘木 俊詔 (京都大学 教授)

八田 達夫 (東京大学 教授)

埋橋 孝文 (日本女子大学 教授)

菊池 馨実 (早稲田大学 教授)

勝又 幸子 (国立社会保障・人口問題研究所
総合企画部第3室長)

阿部 彩 (国立社会保障・人口問題研究所
国際関係部第2室長)

研究協力者：

鈴木 亘 (大阪大学 助教授)

I . 総括研究報告書

厚生科学研究費補助金（政策科学推進事業）

主任 研究報告書

公的扶助システムのあり方に関する理論的・実証的研究

主任研究者 後藤玲子

要旨

近年、日本においては「自助」を強調した社会保険制度の見直しが本格的に進められている。その中で、公的扶助システムの位置づけと役割、社会保険制度や公共サービスとの連携のあり方等に関して再検討する必要性はきわめて高い。本研究は、経済学、哲学などの理論的研究と社会学的調査との間に緊密な連関を保ちつつ、公的扶助に関連する制度や法、理念のあり方について実証的・理論的に解明することを目的とする。具体的には、タウンゼントの貧困研究やアマルティア・センの福祉と開発の理論を下敷きに、被扶助者や低所得者の消費生活や社会関係の実態に関する調査、最小限福祉の内容・水準に関する国民意識に関する調査を進め、その結果をもとに、公的扶助を支える法規範と経済・財政システムを構想する。本年度は、理論枠組みを精緻化するための研究会といくつかの予備的な調査を併行することによって、最終年度で大きく飛躍するための準備を整えた。

研究者の組織：後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部室長）・橘木俊詔（京都大学教授）・八田達夫（東京大学教授）・埋橋孝文（日本女子大学教授）・菊池馨実（早稲田大学教授）・松本勝明（国立社会保障・人口問題研究所応用分析部長）勝又幸子（国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部室長）・阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部室長）

A.研究目的

本研究は、公的扶助システムの機能と実態、社会保障システム全体における位置づけと役割に関して、理論的、実証的に分析することを目的とする。研究の第一の柱は、日本の生活保護受給者や低所得者の実態を実証的に分析し、今日的な意味における「貧困」の実態と公的扶助プログラムの効果を明らかにすることにある。第二の柱は、他の社会保障制度（年金・医療・失業保険・介護保険・福祉サービス）や公共政策（教育・雇用・住宅）との補完性・連関性を明らかにすることにある。研究の第三の柱は、諸外国で着手されている公的扶助制度改革、ならびに、関連する経済学・哲学的議論を広く参照する一方で、我が国の実態に即した観点から、公的扶助システムのあり方について考察することにある。

B. 研究方法

本研究は、次のような分析視角を持つ点に特徴がある。第一に、公的扶助を孤立した制度として捉えるのではなく、他の社会保障制度や公共政策と相互連関性をもつシステムと

して捉えること。第二に、公的扶助の受給を帰結として捉えるのではなく、プロセスにおいて捉えること。換言すれば、公的扶助受給者自身のライフ・ステージの中での公的扶助の意味（効能）に着目することである。より具体的には、日本の生活保護制度に焦点を当てながら、医療保険・介護保険と医療扶助、あるいは、公的年金保険と生活保護との間の補完性・整合性を理論的に解明すること、また、公的扶助受給者の受給前後の生活・行動様式ならびに生活困窮者の生活・行動様式に関して実証的に研究することが主要な分析課題とされる。これらの特色をもつ本研究は、今後の日本の福祉国家システムのあり方を展望するうえできわめて有用な理論的・実証的基盤を提供するものである。本研究では、「国民生活基礎調査」「所得再分配調査」「社会保障生計調査」などを用いて我が国の政策の効果を把握し、比較可能なデータを用いて国際比較を行う点に特色を持つ。また、平成14年度に行った貧困に関する国民意識の予備調査、平成15年度に行う予定である大規模調査は、我が国における貧困に関する包括的調査として貴重な資料を提供するものである。

C.研究活動

平成14年度は、1月までに計5回の研究会を開催し、分担研究者の研究報告の他に、星野信也（選別的普遍主義論）、小笠原浩一（イギリスの社会的排除論）、炭谷茂（ソーシャルインクルージョンの理念から見る日本社会の仮題）、根岸毅宏（アメリカの公的扶助）、岡部卓（被保護世帯の実態調査）など多彩な研究者・実務者からのヒアリングを行った。これら研究会には、厚生労働省の関係部局の行政官も出席し、研究と実務の両サイドからの活発な議論が行われた。また、6月にはI県におけるケースワーカーのヒアリング、平成15年3月にはK県における生活保護監察官のヒアリングを行って、生活保護行政の実務の現状を知る機会をもった。また、平成15年2月には貧困・福祉に関する国民意識の予備調査が行われた。これらと併行して、研究課題の4つのサブ・テーマに関する調査・研究が行われた。主要な研究成果は以下の通りである。①公的扶助と他の社会保障制度や公共政策との連関を捉える基本的な構図の作成、②アメリカやイギリスの公的扶助改革の動向と「社会的排除」など新しい概念の研究、③障害者の就労インセンティブと公的扶助に関する他国の制度の調査、④貧困の定義に関するタウンゼントの相対的剥奪理論とアマルティア・センの潜在能力理論の比較検討、などである。

D.結論

本年度は、総じて、①福祉国家システムに関する国際比較研究と内外における現地調査をもとに公的扶助制度の役割と位置付けに関する見取り図を描くこと、②貧困や最小限福祉に関する概念的な定義を行い、＜基本的福祉＞を捉えるための新しい指標を仮説的に構築すること、③貧困や福祉に関する国民意識を捉えるための予備的調査を行うことが可能となった。

E. 今後の研究計画

最終年度にあたる次年度は、生活保護受給者と低所得者の生活・行動様式・社会関係に関する調査および最小限福祉に関する（中規模）国民意識調査、障害者調査に本格的に取り組む、それをもとに、医療・介護保険と医療扶助、失業保険と失業扶助、公的年金保険と生活扶助などの相互補完性・代替性に留意しながら、公的扶助を支える法規範と経済・財政システムを構想することが主要な柱として設定される。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 単行本

『正義の経済哲学：ロールズとセン』、東洋経済新報社、2002年6月、436頁。

2. 学術論文（本収録含む）

①「合理的な愚か者を越えて：個人的評価の多層化」、佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』、公共哲学第10巻、東京大学出版会、2002年7月、pp. 165-193。

②「福祉国家と規範理論：序論」『季刊社会保障研究』、38, 2, 2002年9月、pp. 100-104。

③「アメリカ合衆国」（阿部彩との共著）、中村優一・阿部志朗・一番が瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2002』、旬報社、2002. pp. 283-320。

④「多元的民主主義と公共性」山口定編、公共研究会叢書『新しい公共性を求めて』、有斐閣、2003.3月刊行予定。

⑤「ニーズ基底の相互提供システムの構想」『シリーズ 福祉国家の行方 第5巻』、斉藤純一編、ミネルヴァ、2003年7月刊行予定。

⑥ “A Class of fair Distribution Rules a la Rawls and Sen,” *Economic Theory*, forthcoming (N. Yoshihara) .

3. その他（ディスカッション・ペーパー、商業誌）

① “Constitutional Democracy and Public Judgements,” 『Discussion Paper Series A 』No.411, The Institute Economic Research Hitotsubashi University). (Kotaro Suzumura との共著) (2002.7)

② “Understanding Sen’s idea of a Coherent Goal-Right System in the Light of Political Liberalism, 『Discussion Paper: Project of Intergenerational Equity』 No. 139, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University (2003.3).

③「法と個人と公共性」将来世代総合研究所編『公共的良識人』第136号（2003.3.1）

④「センの「福祉的自由」」（特集・最新経済学のキーワード）、『経済セミナー』、No. 579, pp.28-29, 日本評論社(2003.4.1 発行).

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

特になし

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究」
分担研究報告書

貧困に関する国民意識調査

分担研究者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所
分担研究者 勝又 幸子 国立社会保障・人口問題研究所
分担研究者 埋橋 孝文 日本女子大学
分担研究者 橋木 俊詔 京都大学
分担研究者 八田 達夫 東京大学
分担研究者 菊池 馨実 早稲田大学

研究要旨

本研究は、タウンゼントの社会的剥奪(Deprivation、デプリベーション)の概念に基づいて、社会的必需品 (Socially Perceived Necessities) の項目リストを構築することを目的としている。一般市民2,000人を対象とした調査の結果、研究班が選択した一般項目28項目、子供に関する項目14項目のうち、それぞれ17項目、3項目が50%以上の回答者に、「ある家庭がふつうに生活するために」は、「絶対に必要である」と考えられていることがわかった。サンプルを異なる属性をもつグループに分けて回答の相関をみたところ、高い相関を示しており、現在の日本の社会において、これらの項目が社会的必需品としてある程度のコンセンサスを得ているといえる。

A 研究目的

本研究の目的は、国民意識の中における「最低限の生活」はどのようなものかを様々な設問をもって観測し、国民の中に「貧困」の指標と成り得るコンセンサスが存在するか否かを調査することである。本調査は、平成15年度に実施予定である「貧困と社会的排除調査」の第一次調査と位置づけられ、1970年代にイギリスにおいてタウンゼントが用いた社会的剥奪 (Deprivation=デプリベーション) の概念を用いた新しい

貧困の定義を構築するための準備段階である。

B 研究方法

今回の第一次調査には、全国から無作為抽出した一般市民を対象とし、社会的必需品項目(Socially Perceived Necessities)に対する一般市民の意識調査を行った。社会的必需品項目の選定に関しては、Mack & Lanskyの手法に習い、研究者がリストアップした項目の一つ一つについて、「普通の生

活を送るのに必要である」「あったほうがよいが、なくてもよい」「必要でない」「わからない」の4つの選択肢の中から一つを選択してもらった。これらの選択が、世帯および個人の属性や（主観的および客観的）経済状況によって影響されるか否かを分析するために、世帯属性（世帯人員数、子供の有無等、世帯所得）、個人属性（年齢、結婚状況、最終教育、収入等）、Leyden 法による主観的貧困指標（Subjective poverty index）、最低収入設問（Minimum Income Question）、生活意識（国民生活基礎調査と同じ）なども同時に調査した。

（倫理面への配慮）

調査は、無記名で行いプライバシーが厳守されるよう配慮した。また、個人が特定されるような情報はデータに加えられていない。

C 研究結果

調査は、平成15年2月6日～2月9日に調査員による個別面接方式によって行われた。調査対象者は、住民基本台帳（一部選挙人名簿）からの層化2段無作為抽出法で抽出された全国の20歳以上の男女2,000人である。

有効回答者数は、1,350人（男性44.7%、女性55.3%）であり、回答率は67.5%であった。

社会的必需項目（Socially Perceived Necessities）の候補としてあげられた一般項目28項目のうち、50%以上の回答者に「ある家庭がふつうに生活するため」に、「絶対で必要である」とされた項目は17項目であった。この中には、「電子レンジ」「冷

房・暖房（エアコン等）」など普及率が高まった電化製品もあれば、「親戚の冠婚葬祭への出席」「友人・家族・親戚に会うための交通費」など物品のみならず社会的関連を保つための項目を多く含まれている。一番高い支持を得たのは、「医者にかかれること」「歯医者にかかれること」「電話」であり、それぞれ88.9%、87.3%、87.9%の回答者が「絶対に必要である」と答えている。また、「死亡・障害・病気などに備えるための保険料」（72.7%）、「老後に備えるための年金保険料」（75.6%）、「毎月少しずつでも貯金ができること」（54.5%）など、リスクに備えるための措置も比較的に高い割合の人々に「絶対必要である」とされている。反対に、「月に2、3回の外出」（22.3%）、「1年に1回の国内一泊家族旅行」（21.5%）など「生活のゆとり」に関する項目は、大多数の人が「あったほうがよいがなくてもよい」としており「絶対に必要である」としている人は少ない。また、「インターネットへのアクセス」（17.4%）、「携帯電話」（38.5%）など比較的に新しいIT関連機器はまた「必需品」といえるところまで認識されていない。

また、子供に関連する14項目については、50%以上の回答者が「絶対に必要である」とした項目はわずか3項目である（「本・絵本・雑誌」「子供の学校行事などへ親が参加すること」「高校・専門学校までの教育」）。その3項目は、いずれも教育関係であることは興味深い。比較のために同様の設問をした18歳以下の子をもつ人を対象としたインターネット調査と比較すると、「お誕生日のお祝いをする」（本調査46.3%、インターネット調査80.5%）、「ク

「クリスマスのプレゼント」(本調査 33.0%、インターネット調査 71.5%)、「自転車または三輪車」(本調査 44.8%、インターネット調査 74.4%)、「毎年、新しい洋服・靴の購入(お古でない)」(本調査 28.1%、インターネット調査 57.5%)など、こどもの生活の豊かさを示す項目において、インターネットでは大多数が「絶対に必要である」と答えているのに対し、本調査でそう答えているのは過半数を満たなかった。

D 考察・結論

社会的必需品として挙げられた項目が、異なる属性をもつグループ間で異なるか否かを調べるために、いくつかの属性のグループにサンプルを分けて、それぞれのグループの中で何%の人々がその項目を「絶対に必要である」としたかの変数のグループ間の相関関数を算出したところ、所得第1五分位と第5五分位の二つのグループ間では変数の相関が 0.93 (一般)、0.97 (子供項目)であり、所得が異なっても、「必要」に関するある程度のコンセンサスが存在することが確認された。これは、男性—女性、主観的貧困層—主観的裕福層、大都市住民—町村住民についても同じ結果が得られた。相関が若干低いのは、大卒—中卒、の教育レベルによる違い、および、30歳以下—70歳以上の年齢によるものであった。それでも、2グループの間には高い相関があり、一般的に現在の日本の社会においては「社会的必需品」についてのコンセンサスが得られているといえよう。

次年度においては、本調査にて引き出された社会的必需品リストの項目について、それらを得られているか否かについて一般

市民を対象に調査を行い、日本における「相対的剥奪 (Deprivation Scale)」の度合いを計測する予定である。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表
なし。

2. 学会発表
なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

II. 研究報告

整序的な目標=権利システムの構想

国立社会保障人口問題研究所

総合企画部 第2室長

後藤 玲子

整序的な目標=権利システムの構想¹

1. はじめに

権利もそれ以外の社会的目標も、社会が尊重すべき政治的価値に他ならない。それらはいずれも不偏性、一般性、公示性、非還元性、優先性などの性質を要請される。その中で、権利固有の特徴は、その価値が個人（個人の意思あるいは利益）に帰属することに見出される。例えば、ロナルド・ドゥオーキンは権利を「等しい尊重と配慮」を求める個々人の「切り札」として表現した。権利は、「社会的目標、公共的福祉」の見地からなされる社会状態への制約を、個人的行為・状態の価値を理由に跳ね返す視点を与える。だが、その一方で、個々人による権利の実際的な行使は、互いの行為や状態を直接的に制約するのみならず、社会的目標の阻止を通じて、ある個人の行為や状態の実現可能性を制約する恐れがある。本稿の目的は、このような諸個人間のあるいは諸権利間の関係、さらには権利と社会的目標との関係を正面から論じようとしたアマルティア・センの「整序的な目標=権利システム」(a coherent goal-rights system)の観念を検討し、それを現実化する方途を探ることにある。

ところで、権利を論ずる際には、何をもって個人の権利と定めるかという問題と個々人による権利の行使をどこまで認めるかという問題を区別することが有効である。権利として定められるひとの行為・状態は、その抽象性に意味をもつ。各々は「人格」を構成する不可欠な要素であり、それが権利として定められることは、すべての個人は（個別的特性の相違に関わらず）等しく尊重されるべしという理念を示すものである。だが、権利が個人によって実際に行使される局面においては、権利の具体的な諸相が問題とされなければならない。個々人の置かれている個別的特性の相違によって、あるいは社会的・経済的環境の相違によって、権利が実際に影響を及ぼすことのできる社会状態が異なったものとなる可能性があるからである。以下では、権利が、個々人によるその行使を通じて実際に規定することのできる社会状態の範囲を、「権利の実効領域」と呼びたい。

アマルティア・センの提唱する「整序的な目標=権利システム」(a coherent goal-rights system)とは、個々人の厚生や境遇に及ぼす影響のみならず、国民所得の上昇、環境保全、社会秩序の維持などの社会的目標に及ぼされる影響を考慮しながら、諸権利の実効領域を確定していく多元的かつ整合的な体系（法規範的・制度的）を意味する。それは、人々の

1 本稿の草稿は、東京大学駒場キャンパスで開催された国際政治学研究会（2003.1.23）、及び同志社大学で開催された法理学研究会（2003.2.22）で報告された。また対応する英文論文は、Symposium on Intergenerational Equity, March（2003.8-9）at Hitotsubashi Universityで報告された（Understanding the Idea of a Coherent Goal-Rights System in the Light of Environment Issues）。研究会の主催者及び貴重なコメントをお寄せ下さった出席者の皆様に深く感謝したい。さらに、草稿原稿にコメント下さった長谷川晃氏に感謝したい。

個別的諸条件や私的関心、社会環境の変化に応じて各権利の重みづけや優先性の程度が変化することを許容しつつも、それらが常に、首尾一貫したメカニズムとして運行することを要請する。このような議論は、道徳判断に関する目的論（帰結主義）対義務論あるいは「目標ベース」対「権利ベース」という二分法、あるいは個人主義²対ホーリズムという二分法を乗り越える視角を提供する³。だが、そのような構想は、はたしてどのように現実化されるのだろうか。権利と社会的目標、あるいは異なる種類の権利間の対立は、どのような論理のもとに整合化されるのだろうか。

考察の鍵は、権利および社会的目標を、個々人の行為が及ぼす社会的影響という実体的な意味での公共的関心(public interest)⁴、ならびに、個々人の公共的な判断とその重複的合意に基づく手続き的な意味での公共的関心と結びつけて再解釈することにある。それは、ジョン・ロールズの政治的リベラリズムの基本的視座に他ならず、近年アマルティア・センによって、その理論的・実践的展開が試みられている。本稿は、ロールズの政治哲学とセンの規範的経済学の理論的再編成によって開かれる新たな正義理論の一章として位置づけられる⁵。

2. 政治的リベラリズムの基本的視座

従来、社会哲学においては、社会的目標と権利は相対立するものとして捉えられてきた。例えば、功利主義は、個々人に帰属する分離可能な価値と快苦の原理に従う個人を前提とする一方で、社会的には、社会構成員の価値の総計を最大化するという目標を設定する。個人の権利と功利主義との調和を図ろうとした J. S. ミルは、「価値に関する選択原理」（個人の権利）と「進歩する存在としてのひとの利益」（社会的目標）という2つの道徳的観点を立てたうえで、個々人は「進歩する存在としてのひとの利益」を自分自身の目標として主体的に追求するであろうという事実的な想定をおくことによって、両者の整合性を図ろうとした。また、リバタリアニズムはノージックの「社会的目標に対する横からの制約 (side constrains) としての権利」という言葉に代表されるように、個人の権利をいかなる社会制度にも先行するものとして捉える。権利以外の社会的目標は、個々人による権利の行使の後に、はじめて適用可能とされるのである。ただし、彼らがそこで認める権利とは国家に対する不作為請求を核とする消極的自由への権利に限られる⁶。他方、市民共和主義 (civic

² 前者は社会的目標の正当性を最終的には個々人に帰着させようとする立場。個人の目的を超えた社会的目標の存在を認めない。後者は社会的目標の正当性を個人を超えた実体に帰着させる立場。山脇, 1999, 2002 参照のこと。

³ Sen, 1996, p.154.

⁴ ここでいう interest は self-interest を意味するものではない。カントの場合の道徳法則への関心と同様に、ロールズは公共的ルールを制定することへの関心を私的利益に対する関心とは区別することを提唱する。Rawls, 1982, 174f.

⁵ 関連する他の章に位置づけられる論文は、Gotoh, 2002、後藤、2003a,b,c.

⁶ リバタリアンの中でも森村進は「最小限生存権」を認める議論を展開している (森村, 2002)。

republican) は、個々人の間で分離不可能な共同的な価値の存在を前提としたうえで、個々人の権利・義務関係は共同的な価値の推進という社会的目標によって制約されることを主張する。

経済学においては、所与の社会的目標に照らして経済システムの性能を分析するための道具として、バークソン-サミュエルソン型社会的厚生関数が広く流用されている。それは、個々人に帰属する個人的目的関数を一定の方法でウェイト付けして構成される関数ではあるものの、その構成プロセスにおいて（例えばウェイト付けの方法に関する）個々人の個人的判断を反映するものではなかった。それに対して、ケネス・アローの提唱する社会的厚生関数とは、諸個人の合理的な選好（価値判断）を基礎として、社会的目標に関する一定の合理的な社会的選好（あるいは評価）を構成する手続きを表現する関数に他ならない。したがって、それは憲法手続き（constitution）とも言い換えられる。アローは、価値の多元性を前提とするとき、個々人が主体的に表明する合理的な選好を等しく尊重し、妥当な論理的条件を満たしながら、常に、合理的な社会的選好を導出しようとする集計手続き（constitution）は存在しないことを示した（「アローの一般不可能性定理」と呼ばれる）。

アマルティア・センは、個々人が表明する個人的選好の範囲が外的に制限されないこと（定義域の非限定性条件）を前提として、個々人の選好が一致した場合には社会的選好として尊重されること（パレート条件）という条件を満たしながら、常に、最小限の自由の条件を保証する集計手続きは存在しないことを明らかにした（パレートのリベラルの不可能性）。これは社会的意思の形成にあたって、パレート条件に表現される形式的な民主主義の要請と個人の意思決定の要請を常に両立せしめることは不可能であることを示すものである。セン自身は、これによって、社会的意思の形成にあたって、情報的基礎としてカウントすべき個人の選好判断とそうでないものを質的に区別することの必要性を提起しようとした。

これらの議論に対して、ジョン・ロールズに代表される政治的リベラリズムは、社会契約論の考え方——政治的価値の正統性は個々人の有する一般意志（個別意志とは区別される）に基づく合意に求められなくてはならない——を基盤とする。その特徴は、個人の権利は人々の間で形成されうる公共的関心（public interest）を超越するものではないとする一方で、公共的関心もまた個人の権利を超越するものではないと主張する点にある⁷。そこ

⁷ 例えばロールズにおいては、権利もまた社会的基本財（social primary goods）の1つであり、その分配方法は社会的決定事項の対象とされる。また、「ドゥオーキンにとっては、権利とは個別化された政治的目的である」（長谷川、1991、p.96）

⁸ 良心の自由もまた公共的秩序あるいは安全への共通の利益（the common interest）によって制限されうることは皆によって賛同されるであろう。……ただし、そのような制限を受容することは、公共的利益（public interests）が道徳的・宗教的利益に優るものである（superior to）ことを意味するわけではない。……それは、平等な初期状態において賛同した諸原理に従って、個々人が自分たちの道徳的・宗教的利益の追求を規制するものである。……公共的秩序や安全を維持する政府の権利は、市民に対する責務、すなわちすべて

では、権利と公共的関心の各々、及び両者の関係は次のように理解されている。

個々人の権利の行使によって規定される社会状態（例えば、協同的か対立的か）が、個々人にとって＜実際に＞共通の（高次的）関心事となる、あるいは、ある個人の権利の実現によって他の人々も＜客観的に＞影響を受ける可能性がある。このような場合には、社会状態に関する公共的関心によって個人の権利の実効領域が制約されることには理があると考える【実体的な意味での公共的関心】。ただし、何をもって個々人の＜実際の＞関心事とみなすか、何をもって＜客観的な＞影響とみなすかという問題、さらには、公共的関心を根拠とする権利の実効領域の制約がどこまで許されるかという問題は、それ自体、個々人の理性的判断と公共的熟議に基づく社会構成員間の重複的合意によって判断されなければならないとする【手続きの意味での公共的関心】。

論理の特徴は、権利の実在を理由として社会的目標を退ける、あるいは、公共的関心の実在を理由として権利を制約するという、いずれの論法もとらない点にある。そのことはそれらが実在する可能性を理論的にも事実に否定するものではない。ただし、権利であれ社会的目標であれ、それが社会状態を制約する根拠とされるためには、社会を構成する人々の理性的・公共的判断による批判的解釈と承認のプロセスが不可欠であるとする。

ここにて、権利と社会的目標のいずれを優先すべきかという問いから、それらの関係性に配慮しつつ、個々人の行為や状態、その他の社会的状態に留意しつつ、はたしてどのような社会的目標を立て、諸権利の実効領域をいかに定めるか、という問いへと視座が転換される。それは個々の社会的文脈で実践的に形成されていく公共的関心について、そのあり方を理論的に考察する作業に他ならない。

3. センのリベラル・パラドックス再考

アローによれば社会的選択理論において定義される「社会状態」とは、立候補者の名前であっても、資源配分状態であっても、資源配分後の個々人の厚生状態であっても構わない。およそ社会的な関心の対象とされるすべての事項が「社会状態」の候補となりうる。そこでいま、「社会状態」を個々人の私的な行為の連なりとして定義しよう。このとき、ある一人の個人の行為を除いて他の人々の行為がまったく同じであるような2つの社会状態は、その個人の選択した行為の違いを表すと解釈される。そして、個人の行為の自由は、自分の行為のみが異なる2つの社会状態（ペア）に対する本人の選好が社会的にも支持されることとして表現される。例えば、ブルーとレッドという2色のシャツの着用に関する自由の問題を考えよう。いま、1と2という2人の個人からなる社会を想定する。そして、個人1がブルーシャツ (b) を着用し、個人2がレッドシャツ(r)を着用することを (b,r) という社会状態（行為のペア）で表すものとする。このとき、いずれの色のシャツを着るか

の市民が自己の関心を追求し自己の義務を果たすように生きるために必要な諸条件を不偏的に援助するという責務——を遂行するために持つべき権利であると解釈される。(Rawls, 1971,212)

に関する個人1の自由は、 $(b,b)(r,b)$ という社会状態のペアと $(r,r)(b,r)$ という社会状態のペアに関する本人の選好が尊重されること ((r,b) ,あるいは (b,r) の実現可能性が排除される)、個人2の自由は、 $(b,b)(b,r)$ という社会状態のペア、及び、 $(r,r)(r,b)$ という社会状態のペアに関して本人の選好が尊重されること ((b,r) , (r,b) の実現可能性が排除される)として表される。

ここで留意すべきは、一見きわめて私的な、と思われる行為であっても、それが個人の意思の内に留まらず、行為あるいは状態として外に発現する限り、社会状態のあり様を制約する、あるいは、社会状態に関心を寄せる人々の効用に影響を与える可能性のある点である。裏返せばこのことは、個人は自己の私的な行為の選択を通じて、社会状態のあり様や関心をもつ人々の効用を変えられることを意味する。センが自由と権利の考察にあたって社会的選択理論の枠組みを用いようとした背後には、個人的行為が有する〈社会性〉を総合的に捉えることにあった。例えばセンは、4つの社会状態 x,y,w,z に関して、個人1が x,y 上に、個人2が w,z 上に行為の自由を持ち、個人1は z,x,y,w の順に並ぶ選好を、個人2は y,w,z,x の順に並ぶ選好をもつとしたら、パレート条件から w 及び x の実現可能性が排除され、自由の条件から y 及び z の実現可能性が排除されるために、社会的に推奨される社会状態の集合を空になることを示した。さらに、上記の例では、個人1は他者と同調的な選好をもち（相手と同色のシャツの着用を好み）、個人2は非同調的な選好をもつ（相手と異色のシャツの着用を好む）としたら、行為の自由の保証はそのまま（代替的な4つの社会状態はいずれかの個人の行為の自由によって排除されるために）、社会的に推奨しうる社会状態の集合が空であることを意味する⁹。このような状況は、ノージックの表現を借りれば、「権利の行使の結果、社会的な選択の余地が残らなくなる」ケースの出現である。これらの問題をどのように考えたらよいだろうか。

以下では、より一般的なモデルのもとで、問題を考察しよう。いま個人の間で互いに分離可能な個人的パート（行為・状態）の機会集合を考える。個々人が自己のパートの機会集合からある行為・状態を選択すると、ある「個人的パートの連なり」が構成される。問題は、それが（単に個人の意思内の選択に留まらず）1つの社会状態として実現された際にどのような社会性を帯びていくか、である。はじめに、実現した社会状態が再度、もとの個人的パートの連なりに還元されうるケースを考えよう。つまり、上述したシャツの例の様に、社会状態は個人的パートに分解可能であり、しかも各パートは本人の行為や状態をそのまま保持しているとしよう。その場合には、各人の個人的パートの実現を社会的に制限する理由は見当たらないと考えられる。むしろ、秩序や安定を社会的目標として、着用するシャツの色に規制がなされるとしたら、冠婚葬祭などの慣習的なケースを除いて、自由に対する侵害とされるだろう。個人の私的領域に関する個人の自律的選択の尊重を要請するリバタリアンの主張はこの限りにおいて容認される。だが、個々人が選択する個人

⁹換言すれば、それは互いの選好を知る2人の個人が互いの行動の均衡点を見いだせない、その意味で社会状態が不安定であることを意味する。

的パートの連なりは、その実現に伴って、誰かの個人的パートを変質させる可能性をもっている。あるいは、個人間に分離不可能な共同的状态（信頼、友情、愛、共同の果実）を生む、もしくは、当事者たちを越えて不特定の人々に及ぶ派生的影響（経済学でいうところの外部性）をもたらす恐れがある。例えば、喫煙するか、しないかという個人的行為の選択は、他者の状態に直接、影響を与える。そこでは、予測される様々な帰結に対する評価をもとに、個人的パート（行為や状態）の実現を社会的に制限すること、一定の基準を満たす個人的行為の組み合わせが（そのみが）——例えば、ある車両では煙を浴びたくない人が浴びないですむことを保証するような個人的行為の組み合わせのみが——社会的に推奨されることに理が認められるだろう。

さらに、社会構成員の中には、そもそも本人が選択可能な機会集合にはある基本的な行為や状態が含まれないような個人が存在するかもしれない。この場合には、たとえもとの個人的パート（行為や状態）に対応させて社会状態を個人間に分離する自明な方法が考えられた——例えば個々人の投入した労働と産物との間に明白な対応関係が見られる——としても、あえてその方法を採用しないこと、もとの個人的パートとの対応関係を社会的に切り離れたうえで、あらためて個人間に分離帰属させる正当な方法を模索することが要請されるかもしれない。

これらのケースにおいては、個人の私的領域に関する個人の自律的選択の尊重というリバタリアンの主張は自明の正当性をもたない。本人の選択に依存して物理的には実現可能な個人の行為や状態を、社会的にも容認すべきであるか、それとも、社会的には制約すべきであるか、あるいは逆に、本人の選択に依存して物理的に実現不可能である行為や状態を社会的に実現可能とすべきであるかは、個人的パートの連なりが生み出す共同的状态や派生的影響、さらには多様な個人の個人的パートそれ自体に対する評価と切り離して判断しえない。

5. 権利の実効領域の確定原理

続いて、自由を大きく3つに分類した上で各々に対する権利の実効領域を定める方法について考察しよう¹⁰。第1は市民的自由への権利であり、第2は福祉的自由への権利であり、第3は政治的自由への権利である。通常、市民的自由への権利と呼ばれるものは、本人の選択によって物理的に実現可能である（社会的に制約されないとしたら実現可能な）選択肢の範囲を社会的に制約することの妥当性、その際の〈制約のあり方〉が問題とされる。したがって、1) 様々な個別的特性をもつ個人がある行為・状態を実現したとしたら、あるいは、ある行為や状態の選択を禁じられたとしたら（それが他者の実現可能な諸行為・

¹⁰ 同様の関心を持つ先行研究として長谷川 2001, P.201f が挙げられる。そこでは公正の理念を手掛かりとして、具体的な権利の認定方法および権利の調整方法が考察されている。また、本稿の以下の議論の形式的定式化を試みたものが、Gotoh, R. and K. Suzumura (2002)、Gotoh, R., Suzumura K. and Yoshihara (2002) である。

諸状態と組み合わせることによって¹¹⁾、本人、他者、その他の社会状態へどのような影響を及ぼす可能性があるか、2) およそひとが自分自身のある行為や状態の実現を制約されることの内在的な意味は何か(例えば「ひとがひとであること」をどのように浸食するか)¹²⁾という2つの観点から考慮される必要がある。ここで内在的な意味とは、帰結的考慮から離れて捕捉される意味、例えば、たとえいかなる個人も実際には実現しようとはしないとしても、あるいは、実現できない(現在の社会的・個人的諸条件のもとでは実現不可能である)としても、そのような行為・状態の実現を禁ずることそれ自体が孕む問題性を指す。

それに対して福祉的自由への権利は、本人の選択によっては物理的に実現可能であるとは限らない一定の行為や状態の実現を、資源の社会的分配によって可能とすることの妥当性、その際の<分配のあり方>が問題とされる。例えば、市場的システムや当事者間の私的契約システムのもとでは、最も基本的な行為や状態すら実現できない人々に対して、実現可能性を保障するためには、所得扶助や福祉サービスなどが社会的に提供される必要がある。ここで「社会的に」とは、費用負担と便益享受との対応関係が個人別衡平性に還元し尽くされない方法でという意味である。この場合には、上述の1) 一定の行為や状態を物理的に実現する可能性が閉ざされていることの意味、さらに、それが公共的に開かれることの意味について、2) 一定の行為や状態の物理的実現可能性をすべての個人に公共的に保障することは、(そのような保障がなされない場合に比べて) 個々人の「資源保有・利用の自由に関する権利」の実効領域、あるいは、福祉的自由の実効領域をどの程度制約することになるか、について。ただし、ある行為や状態を実現するためには、提供された資源を本人がその用途で使うことが必要であるが、ここでは実際に使われる保証はないと仮定する。3) 市民的(例えば就労の自由)・福祉的自由の実効領域を規定する諸ルールを所与として、個々人が実際に選択し、個々人の多様な特徴のもとで実現するであろう諸行為・諸状態(例えば就労の選択)が及ぼす結果について、などの諸点が検討される必要がある。

さらに、政治的自由への権利の場合には、権利の実効領域を規定するミニマムな条件としては、社会を構成するすべての個人が社会的な意思決定に「実質的に等しく」参加できること、表明する判断内容に関して予め規制されないこと(定義域の非制限性)、集計に際して、同様の構造をもつ二項判断は判断主体の名前や判断対象の名前から独立に等しい扱いを受けること(匿名性、中立性)、全員が一致した判断を示した場合にはそれが社会的に尊重されること(パレート条件)などが考えられる。ここで「実質的に等しく」とは、すべての個人が判断を表明でき、表明されたすべての個人の判断が等しい重みでカウントされるという形式的保証のみならず、例えば、主題に応じた適切な判断形成に必要な情報へ

11 かならずしも(特定の均衡概念を所与として導出される)均衡戦略のもとでの均衡結果とは限らない、様々な帰結に関してという意味である。

12 たとえ現在の環境的諸状況のもとではある権利の実効領域が空であることが妥当であると判断されるとしても、状況の変化に応じて実効領域の拡大が要請されるように、権利それ自体のはこを作っておくことの必要性を判断するうえで不可欠な視点である。